

令和5年度

東栄町補正予算書

目 次

一	般	会	計	1
---	---	---	---	-------	---

令和5年度

東栄町一般会計

補正予算書

(第10号)

専決第1号

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第10号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
令和5年度東栄町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決する。

令和6年2月14日

東栄町長 村上孝治

理由：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る低所得者支援給付金について予算措置を講じる必要が生じたが、議会を招集するいとまがないため。

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第10号）

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,095千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,900,293千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	275,322	5,095	280,417
	2 国庫補助金	168,147	5,095	173,242
	歳入合計	3,895,198	5,095	3,900,293

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	698,727	5,095	703,822
	1 社会福祉費	455,207	5,095	460,302
	歳 出 合 計	3,895,198	5,095	3,900,293